

認可外居宅訪問型保育事業者 立入調査事前準備調書

[作成 令和 年 月 日]

項目		調査内容(※1)												
事業所の名称								事業開始年月日			年 月 日			
事業所の所在地		〒												
設置者														
管理者		(氏名)												
連絡担当者		(所属・役職)						(氏名)						
担当者連絡先		(電話)												
		(メールアドレス)												
子どもの預かりサービスのマッチングサイトの URL (※2)		(URL)												
児 童 数		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児以上 (未就学児)		合計	学童				
	定 員	名	名	名	名	名	名		名	名				
	4月の実績	名	名	名	名	名	名		名	名				
年間利用者数 (※3)		5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	
利用児童人数 (※4)		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	
利用回数 (※5)		名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	名	
保育従事者数		総数		名		保育士		名		看護師 (准看護師含む。)		名		
食事等の提供		・調乳 (有・無) ・食事の提供(有・無) 有の場合<保護者作成弁当・その他()>												
職員の健康診断の実施		実施月	毎月		1月・2月・3月・4月・5月・6月 7月・8月・9月・10月・11月・12月									
食事等の提供に携わる職員の検便の実施 ※調理又は調乳を実施している場合のみ 回答必要		実施月	毎月		1月・2月・3月・4月・5月・6月 7月・8月・9月・10月・11月・12月									
立入調査希望場所		居宅訪問型保育事業者事業所						奈良市役所						
認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書(※6)		既に交付済		・		交付を希望		・		交付希望なし				

※裏面についても、必ず確認してください。

【留意事項】

- ※1 (1) 立入調査の実施に当たっては、以下の内容にご留意ください。
児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)
第 62 条 略
2 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。
七 正当な理由がないのに、第 59 条第 1 項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者
(2)「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(令和 8 年 4 月 2 日こ成保第 317 号)に基づき、改善指導を繰り返し行っているにもかかわらず改善されず、改善の見通しが無い場合には、改善指導に止めずに、児童福祉法第 59 条第 3 項に基づく改善勧告を行う場合があります。
- ※2 子どもの預かりサービスのマッチングサイトの URL 欄はここ de サーチ以外のホームページ等の URL を記載してください。
- ※3 年間利用者数欄は調書作成日の前年度 5 月から、居宅訪問型保育事業を行った件数を記入してください(送迎のみの場合を件数に含みます。)
- ※4 利用児童人数欄は当該月に利用された未就学児の人数を記入してください。
- ※5 利用回数欄は当該月に未就学児が利用した回数の合計を記入してください(1 人が 5 回利用した場合、5 件とカウントします。)
- ※6 「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」欄については、以下の内容についてもご確認ください。
(1) 証明書交付済の施設について
・証明書の有効期間は市が返還を求めた日までです。そのため、証明書交付の要件を満たしている限り、再交付は行われません。
・証明書交付を受けた者が、証明書の交付の要件を満たさなくなると認められるときは、証明書の返還が必要です。
・証明書を紛失等した場合には、奈良市幼保こども園課にご相談ください。
(2) 証明書未交付の施設について
・証明書は、立入調査を実施し、かつ評価事項の全項目について適合していることが確認できた場合は、回答内容にかかわらず交付します。立入調査の実施時に評価事項の一部について適合していない場合は、その後の改善報告書の提出により、立入調査を実施した年度内に評価事項に適合していることが確認できた後に証明書を交付します。
・設置届提出後、保育の提供実績が全くない場合や、長期にわたって保育の提供実績がない等の場合は、評価事項の全項目について適合していることの確認ができませんので、証明書の交付を希望される場合であっても交付はできません。

.....

※市担当者記載欄(立入調査時に調査担当者が記入するため、記入不要。)

	チェック項目	説明日及び確認日
<input type="checkbox"/>	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付の要否を確認した。	
<input type="checkbox"/>	認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の取扱いについて、説明した。	
<input type="checkbox"/>	上記のうち、保育の提供実績がない等の施設の場合、証明書が交付不可の旨を説明した。	